第十二条の十二の七中「第六条の六の二」を「第六条の六」に改め、「産業廃棄物について」の下に「、第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二第二項の環境省令で定める書類について、第六条の六の三の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について」を加え、「令第七条の三において準用する令第五条の五」を「法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項」に、「第六条の八の規定は令第七条の三において準用する令第五条の六の規定による」を「第六条の七の二の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第八項の規定による変更の届出について、第六条の九の規定は令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する」に、「第六条の九から第六条の十一まで」を「第六条の十及び第六条の十一」に、「第七条の三において準用する令第五条の七」を「第七条の六において準用する令第五条の八」に、「第六条の五第四号及び第六条の六第二号」とあるのは、」を「第六条の四第四号及び前条第二号」とあるのは」に、「読み替える」を「、第六条の六の二第一号及び第二号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同条第八号中「法第七条第五項第四号イからヌまで」とあるのは「法第十四条第五項第二号イからへまで」と、同条第十一号中「第六条の四第六号」とあるのは「第十二条の十二の五第六号」と、同条第二十一号中「第六条の二」とあるのは「第十二条の十二の二」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第六条の七第二項第一号中「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の七の二第一号中「第六条の六の二第一号」とあるのは「第十二条の十二の七において準用する第六条の六の二第一号」と、「法第九条の八第六項」とあるのは「法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項」と、第六条の八第二項第一号中「法第九条の八第二項第一号」とあるのは「法第十五条の四の二第二項第一号」と、第六条の八第二項第二号中「前条」とあるのは「第十二条の十二の七において準用する前条」と、「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の九第三号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第六条の十第二項中「法第九条の八第一項」とあるのは「法第十五条の四の二第一項」と、「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の十二中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替える」に改める。

第十二条の十二の十中「規定による」を削り、同条第四号中「第九条の九第六項」を「第九条の九第九項」に改める。

第十二条の十二の十二中「規定による」を削り、同条第二号ハ中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改める。

第十二条の十二の十三中「規定による環境省令で定める書類」を「環境省令で定める書類」に、「第六条の十九」を「第六条の十九第一項」に、「令第七条の五において準用する令第五条の八の」を「法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の八第六項の規定による」を「法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の八ただし書の規定による」を「法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の八ただし書の」に改め、「変更について」の下に「、第六条の二十一の二の規定は法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する法第九条の九第八項の規定による変更の届出について」を加え、「第七条の五において準用する令第五条の九の規定による」を「第七条の八において準用する令第五条の九に規定する」に、「第七条の五において読み替えて」を「第七条の八において」に改め、「変更又は」を削り、同条の表第六条の十八第一号ルの項中「第九条の九第六項」を「第九条の九第九項」に改め、同表第六条の十八第六号の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同表第六条の十八第八号の項中「前号」を「第六号」に改め、同表第六条の二十第二項の項中「第七条の五」を「第七条の八」に、「第六条の十八」を「第六条の十八各号」に改め、同表第六条の二十一第一号の項中「第六条の十八第一項第一号イ」を「第六条の十八第一号イ」に改め、同表第六条の二十一第二号の項中「第六条の十八第一項第一号ロ」を「第六条の十八第一項第一号ニ」に改め、同表第六条の二十一第四号の項中「第六条の十八第一項第一号ホ」を「第六条の十八第一号ホ」に改め、「読み替えて」を削り、同表第六条の二十一第五号の項中「第六条の十八第一項第一号ヘ」を「第六条の十八第一号ヘ」に改め、「読み替えて」を削り、同表第六条の二十一第六号の項中「第六条の十八第一項第一号ヌ」を「第六条の十八第一号ヌ」に改め、「読み替えて」を削り、同表第六条の二十一第七号の項中「第六条の十八第一項第一号ヲ」を「第六条の十八第一号ヲ」に改め、同表第六条の二十一第八号及び第九号の項の次に次のように加える。

第六条の二十一の二第二項	令第五条の九第六条の十八各号	令第七条の八において準用する令第五条の九第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八各号

第十二条の十二の十三の表第六条の二十三第二項の項を削り、同表第六条の二十三第三項の項中「第六条の二十三第三項」を「第六条の二十三第二項」に改める。

第十二条の十二の十九中「第六条の二十四の九の規定は」の下に「法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第九条の十第六項の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十の規定は」を加え、「に規定する調査の結果を記載した」を「の」に、「第六条の二十四の十」を「第六条の二十四の十一」に、「第六条の二十四の十一」を「第六条の二十四の十二」に、「規定による環境省令」を「環境省令」に、「第六条の二十四の十二」を「第六条の二十四の十三」に、「第七条の七」を「第七条の十」に、「の規定による認定証」を「に規定する認定証」に、「第六条の二十四の十三から第六条の二十四の十五まで」を「第六条の二十四の十四及び第六条の二十四の十五」に改め、同条の表中第六条の二十四の八第三項第八号の項、第六条の二十四の八第四項第九号の項及び第六条の二十四の八第四項第十八号の項を削り、第六条の二十四の八第五項の項を次のように改める。

第六条の二十四の九第一項第一号	法第七条第五項第四号チ	法第十四条第五項第二号ハ

第十二条の十二の十九の表第六条の二十四の九第一項第一号の項の次に次のように加える。

第六条の二十四の九第一項第四号	令第四条の七	令第六条の十
第六条の二十四の九第一項第五号	前条第四項第四号	第十二条の十二の十九において読み替えて準用する前条第四項第四号
第六条の二十四の九第一項第五号イ	前条第一項第三号	第十二条の十二の十九において準用する前条第一項第三号
第六条の二十四の九第一項第五号ロ	前条第一項第四号	第十二条の十二の十九において準用する前条第一項第四号
第六条の二十四の九第一項第五号ハ	前条第二項各号	第十二条の十二の十九において準用する前条第二項各号
第六条の二十四の九第二項	法第九条の十第六項	法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第九条の十第六項
第六条の二十四の九第三項第一号	法第九条の十第二項第一号	法第十五条の四の四第二項第一号
第六条の二十四の九第三項第三号ハ	前条第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する前条第四項第二号